

令和4年度「医療・福祉機器(用具)等試作助成金」募集のご案内

助成事業の概要

1. 助成対象者 県内中小企業者等。ただし、「岐阜県ヘルスケア産業推進ネットワーク」に登録している者に限る。
2. 助成対象事業等

助成対象事業	医療・福祉機関(従事者)等からのニーズに対応し、医療・福祉現場の課題解決(感染予防等含む。)を実現するために、医療・福祉機関と連携して実施する、医療・福祉関連の機器・器具・用具等の改良・改善や開発・試作(開発段階での試作品、製品開発後、医療・福祉機関等からの助言を受けて行う改良を含む。)を行う事業で、次の①～②の要件を満たすもの ①ニーズ元の医療・福祉現場等と試作に関する打合せを実施している又は実施する予定があること ②ニーズ元の医療・福祉現場(従事者)等において評価を行うこと
助成率	助成対象経費の2/3 以内
助成限度額	<上限> 1,800 千円

3. 助成対象経費

項目	内 訳
原材料費	試作に要する原材料及び副資材の購入に要する経費 (注) 助成対象事業実施期間内において、実際に使用するものに限る。
工具器具費	試作や実証試験等を実施するために直接必要な工具器具や機器等の購入または借上げ(リース)に要する経費 (注) 購入の場合は、一台又は一基あるいは一個又は一組ごとに、その取得価格が50万円未満のものに限る。
外注費	原材料等の再加工及び部品等の加工に係る外注依頼等に要する経費 (注) 本区分の経費は、助成対象経費総額の50%以内とする。
試験検査費	公設試験研究機関等における依頼試験の手数料及び試験機器や開放試験室等の使用料
調査研究委託費	医療機関や大学等へ調査研究、データ試験、臨床研究に要する経費
外部指導受入費	外部からの専門家(医療従事者、医療系コンサルタント、技術士、民間企業の技術者等)の指導受入に要する経費 (注) 助成対象事業に直接関与するもので、謝金に限る。
産業財産権等導入費	本事業で開発・試作した製品の特許権、実用新案権、意匠権の出願に際し必要な弁理士等に係る経費 (注) 特許権については国内出願に限る。
その他	その他助成対象事業遂行に必要な経費で、理事長が認めたもの

4. 募集期間 令和4年5月9日(月)～令和4年6月9日(木) ※当日17時までに書類必着

5. 応募方法

以下のホームページから申請書類をダウンロードしていただき、必要書類を添えて、持参又は郵送により、交付申請書を1部、下記提出先に提出してください。

(交付申請書(第1号様式)については、これに併せてWordデータも提出いただきます。)

※ 郵送の場合は書留又は簡易書留を推奨します。

※ 提出いただいた書類は返却しません。

【申請書ダウンロード:(公財)岐阜県産業経済振興センターホームページ内こちらから→】



6. その他 予算の範囲内で交付決定を行いますので、交付決定額が申請額を下回る場合があります。

主な助成条件

- ① 当該助成金の申請は、1企業、1申請に限ります。
- ② 助成対象事業者の条件
 - ・中小企業基本法第2条第1項各号に該当する会社及び個人事業主のうち、県内に本社又は事業所を有する者が、医療・福祉現場の課題解決(感染予防等含む。)を実現するために、機器・器具・用具等の改良・改善や製品開発に積極的に取り組むこと。
 - ・国、県、並びに県の関係団体等から助成金を受ける事業は対象になりません。
 - ・岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」第3条に規定する暴排措置の対象となる個人又は法人等は、対象になりません。
 - ・国税、県税、市町村税(県民税)が未納の者は対象になりません。
- ③ 助成対象期間
 - ・助成対象期間は、交付決定の日(6月中旬から下旬の予定)から助成事業の完了日又は令和5年2月28日です。
- ④ 助成の対象とならない経費
 - ・梱包費、輸送費、振込手数料、消費税(地方消費税を含む。)、各種添付書類の発行手数料、助成金交付申請等の書類作成及び送付に係る費用その他不適切と認められた経費は助成対象外です。
- ⑤ 事業着手時期
 - ・交付申請書が提出され、助成金の交付決定が行われた後から、助成対象となる事業として実施することができます。(緊急性や必要性などやむを得ない事由により、助成金の交付決定前に事業を実施しようとする場合において、事前着手理由書を理事長に提出し、承認を得たときを除いて、交付決定以前の経費は助成金の対象とはなりません。また、事業実施期間後の経費は、助成金の対象になりません。)
- ⑥ 実績報告
 - ・助成対象事業が完了した場合は、関係する書類を添付した実績報告書を、事業完了後15日を経過した日、又は、令和5年2月28日のいずれか早い日までに提出していただきます。
- ⑦ 助成金の支払い
 - ・助成金の支払は、事業完了後の精算払とします。
 - センターは、事業完了後、提出された実績報告書と証拠書類を審査し、交付決定の範囲内で実際に使用された経費について助成金の額を確定した後、助成金額の確定通知を行います。その後に助成事業者が提出する交付請求書により、センターは助成金をお支払いします。
- ⑧ 事業状況等の報告
 - ・助成事業の終了の翌年度から1年間について、状況等報告書を提出していただきます。

【お問い合わせ先・申請書提出先】

公益財団法人岐阜県産業経済振興センター技術振興部技術支援課(各務原支所)
〒509-0109 岐阜県各務原市テクノプラザ 1 丁目 1 番地
電子メールアドレス: ikou-renkei@gpc-gifu.or.jp